

株式会社イボキン

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2023年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標 1

全社員の有給取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2021年4月～ 管理職が優先して有給休暇を取得できるよう、管理職に課している業務の削減、部下への引継ぎ案を検討する
- ・2021年10月～ 削減、引継ぎする業務を決定し、取組みを開始する
- ・2022年4月～ 部署ごとの有給休暇取得率を社内HPにて公開し、全社で共有する
- ・2022年10月～ 有給休暇の取得率が低い管理職とその部下に面談を実施する

目標 2

女性活躍推進に向けたキャリア意識啓発のための取組みの実施

<実施時期・取組内容>

- ・2021年4月～ 経営層、管理職及び女性社員に向けた研修の企画・立案
- ・2022年4月～ 企画した研修の実施
- ・2022年10月～ アンケートを実施し、女性活躍推進に向けた取組みの検討を行う

目標 3 (次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

子どもが保護者である社員の働いているところを見ることが出来る「Family Day」を実施する。

<実施時期・取組内容>

- ・2021年4月～ 「Family Day」検討開始。実施内容について検討を開始する
- ・2022年4月～ 「第1回Family Day」の実施
- ・2022年10月～ 参加者にアンケートを実施し、次回企画に向けての検討を行う